

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和7年12月5日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会12月総会

開催日時 令和7年12月5日(金)午後4時から午後4時40分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(1番委員、4番委員)

日程

1. 報告第 6号 農地法第5条申請書の取下げについて(通知)
2. 議案第 23号 農地法第3条(委員会)
3. 議案第 24号 農地法第5条(知事)

出席委員(5名)

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
6番 河 津 博 文 委員	

欠席委員(3名)

2番 北 里 昌 嗣 委員	7番 甲 斐 義 隆 委員
8番 井 野 みゆき 委員	

職務のため議場に参加した事務局職員(2名)

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご出席ありがとうございます。
本日は2番委員、7番委員、8番委員から欠席の連絡が来ております。
ただ今から令和7年12月の農業委員会定例総会を開会いたします。
委員5名の出席で、定足数に達していますので、総会は成立します。
本日の会議録署名委員は、1番藤堂委員、4番穴井委員にお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条申請書の取下げについて

(通知)

それでは、報告第6号 農地法第5条申請書の取下げについて(通知)事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。資料の1ページ目をお願いいたします。

【報告第6号 農地法第5条申請書の取下げについて(通知)について 詳細に説明】

1. 申請者 譲渡人：〇〇〇〇氏。譲受人：〇〇〇〇氏。
2. 土地の表示 (所在) 南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。
(面積) 1,101 m²。(地目) 田。(転用目的) 〇〇〇。
3. 理由 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないため。

補足いたします。この案件につきまして先々月10月の農業委員会の総会にて、意見を付して県知事宛送付を行った案件となっております。ただこの申請内容を再度確認した結果でございますが、〇〇〇の〇〇〇として違反転用をしている場所は、町所有の水路及び里道、こちらの方を含めた上での転用ということが判明しました。

10月総会時点では申請者は町と水路・里道関係ですね、転用の意識がなくてというかですね判明が遅れてしまったことで、払い下げの手続き等も済んでおりません。実際のところがですね。で、今回の申請を取下げにするとということになりました。

そのため本議案の理由といたしまして、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない、と言った理由による取下げとなっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第5条の申請の取下げについて、皆さんからご質問等ございましたらお願いします。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いします。

○4番委員

はい。この事業の目的に供する土地を利用できる見込みがなくなったというのは、今事務局の方から説明がありましたが結局、町の土地を通らなくてはその農地と言いますか〇〇〇は使えないということでの取下げでしょうか。

ちょっとそこ辺を詳しくお願いいたします。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明します。

先ほど事務局長より説明があったとおり、〇〇〇の上を水路と里道が通っていますので、農地転用の許可ですね、転用したところの全ての関係機関の審議とか許可とかが下りていないと最終的な転用の許可というのも熊本県が下ろせませんので、今回、町所有の所と申請者さんとで払い下げ、若しくは上の使用許可、里道と水路ですね、使用許可か払い下げの手続きがまだ10月総会の時点では済んでいなかったもので、これは不許可というよりは申請者さんの方からまだ調整が出来ていないため自分の方から取下げをします、という案件になっております。

以上です。

○会長

(4番手をあげる)

4番穴井委員をお願いします。

○4番委員

ではその許可が下りれば、また〇〇〇として使うということでございますか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。そちらは申請者さんにも確認しまして町との使用許可、若しくは払い下げの手続きが済みましたら、改めて農業委員会の総会にて同じ申請をされる予定でございます。

以上です。

○4番委員

分かりました。

○会長

他に皆さんからご質問はありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは質問はないということですので、以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理をいたします。

議案第23号 農地法第3条 (委員会)

続きまして、議案第23号 農地法第3条 (委員会) について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは2ページをお願いいたします。

【議案第23号 農地法第3条 (委員会) について詳細に説明】

(申請番号)07-17 (権利) 所有権移転 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。面積 643 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。911 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,044 m²。〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。146 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。886 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,246 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,080 m²。同じく〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。979 m²。合計、田 8 筆 6,935 m²です。(譲渡人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人) 大字〇〇〇

〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(申請事由)譲受人の規模拡大のためでございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、4ページ目に関係位置図。それから本日お配りしております3条現地確認写真の1ページ目から4ページ目をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしています農地法第3条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。

〇事務局

それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

〇会長

はい。ありがとうございました。

それでは地元担当委員であります5番日野委員から説明をお願いします。

〇5番委員

はい。譲渡人の〇〇〇〇さんでございますが、農作業をするには今身体が不自由でありまして、農地の維持管理が無理ということでありまして。現在はデイサービスに週何日か通っているということでございます。それで農地の誰か買い手がいればということでありました。

一方、譲受人の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子でございます。そこは牛を20数頭飼っておりまして畜産・水稻・野菜を主にやっております、この〇〇〇〇さんは畜産と野菜を主にやられております。

今回の場所でございますが、この位置図でございますが、6と書いてありますその近所に牛舎がありまして、牛舎の隣地ですとありますので、〇〇〇〇さんもそこが良いということで話がまとまったようでございます。面積が約7反近くありまして、どういった計画で農地を利用するかを聞きましたところ、本日記りましたのでまいりますと、〇〇の〇〇〇〇-〇。〇〇さんは朝市に野菜も出荷しております、ここは朝市用の野菜を出したところでございます。今年作付けを夏場しております。〇〇の〇〇〇〇-〇。ここはキュウリを作って、キュウリはキュウリ部会の方で出荷をされて、今後もしそういったことをするようでございます。次のページの〇〇〇〇-〇はこれは牛がおりますので牧草を蒔くようでございます。この写真はもう牧草が蒔いてあるようでございます。その下の〇〇〇〇-〇。これも牧草ということでございます。次のページの〇〇〇〇-〇は牧草でございます。〇〇〇〇-〇、ここは朝市用の野菜を作るということで説明を受けております。

そういった説明を受けておりますので皆様のご審議よろしく願いいたします。

〇会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員お願いします。

〇6番委員

写真とですね関係位置図の番号が分からないので事務局のほうで何番がどこ、ということ教えていただきたいのですが。

○事務局

はい。では事務局のほうより説明させていただきます。

関係位置図、4ページをご覧くださいながら写真の方の番号をお伝えします。

【位置図の番号と地番の説明】

一応2ページの所在の所の番号と4ページ的位置図の番号が紐付いているところがございます。

以上です。

○6番委員

はい。分かりました。

○会長

他に何か皆さんからございませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

はい。議案の2ページの方ですけれども、申請者の申請事由のところ規模拡大のためとなっておりますけれども、経営面積のところはいずれもゼロゼロゼロとなっております。労力総数が二人となっておりますけど、これはどういう理由というか、当日配付資料の中にも出てきているお父さん、〇〇〇〇さんのほうの名前でまだ牧草とか水稲とか作られていて、この子供さん〇〇さんのほうの名義というか、〇〇さんが主に作っているということではないので、ここはゼロになっているということですか。であれば、申請自体も〇〇〇〇さんの名前で出たほうが自然かなと思うんですけれども。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。まず議案の2ページ目からご説明させていただきます。

経営面積がゼロの理由ですね、こちらは〇〇〇〇さんの名義で申請をいただきましたので、〇〇さんの方で農業委員会で管理しています農地台帳で面積がどのくらいされているかを調べた結果、お父さんであります〇〇〇〇さんとは経営を別にされております。面積が〇〇さんは今回始めて農業委員会にかけられることになっておりました。そのため〇〇さん名義で農業委員会にかけた記録が今日までございませんでしたので、所有地も借受地も経営面積は今のところはゼロになっております。

ただ実際としましてはお父さんであります〇〇〇〇さんの農地を作られながら農業をされているかと思いますが、農業委員会の制度上ですね経営を別にされているので表記上は別の扱いでゼロとさせていただいているところです。

そのためですね申請事由のほうなんですけれども今回、新規参入ではなく規模拡大の理由につきましては審議票の方にもございますが、申請者は農業歴18年と新規就農者とも言えない方にはなっております。経営を別で農地はお持ちではありませんが〇〇〇〇さんの所とですね、おそらく家のほうでは畜産と野菜を分けて別にされているというお話も聞いておりましたので、新規就農ではなくこれまで農業をされていた上で新たに規模を拡大されるという解釈が好ましいかと思いこの表現にさせていただきました。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

○1番委員

はい。1番委員からお願いします。

それであればですね、当日配付資料の中の耕作予定が野菜と牧草となっておりますけども、先ほど日野委員の説明にもありましたけれども、畜産をやってらっしゃると。今、説明では経営を分けているということなんですけれども野菜が息子さん、畜産がお父さんの〇〇〇〇さんということであれば、申請は〇〇さんで出ていますけど牧草を植えるところもあるわけですよ、そのあたりがきちっと明確に分かれてないというか、曖昧な部分があると思いますので経営が別になっているのであれば、申請も別々に出してもらった方がいいんじゃないですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局よりご説明させていただきます。

確かに先ほどの経営の別のお話も含めてですね別のほうがよろしいのではないかと、という意見も解るところではあるんですけど、一応農業委員会の農地法3条の申請上ですね経営が別だからといって必ず別に出しなさいとかそこまで細かく規定はされてはおりません。あくまで申請者さんがこの農地の内訳でここは野菜、ここは牧草と書かれたらそちらの内容を尊重する形で標記はさせていただいているところです。一応私もこちらの内訳に関しては日野委員がおっしゃったとおり、どこの農地を野菜どこの農地を牧草というところは事務局も確認はしておりますので、こちらは〇〇〇〇さんのほうで考えられた計画で間違いはないかと思います。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからございませんか。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇委員からお願いします。

〇〇〇推進
委員

別経営ということは、則ち申告も別じゃないとおかしいんじゃないかと思うんですけど、そこはどういうふうになっているんですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

少し議案とは逸れますが一応そこら辺も農林課内で確認はさせていただきますして、税務課への申告も別、後は補助金関係も別のほうで申告とか申請とかしっかりされているようです。そちらは確認しております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

〇〇〇推進
委員

はい。

○会長

他にありませんでしょうか。皆さんから。

(ありません。の声あり)

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので当委員会といたしまして許可をいたします。

続きまして申請番号 07-18 の説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは総会資料 3 ページをお願いいたします。

(申請番号) 07-18 (権利) 所有権移転 (所在) ○○○○○○○○○○-○。(登記地目・現況地目) 共に田。面積 281 m²。同じく ○○○○-○。(登記地目・現況地目) 共に田。196 m²。合計、田 2 筆 477 m²です。(譲渡人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字 ○○○○○○番地 ○。○○○○氏。(借受人) 大字 ○○○○○○番地。○○○○氏。(申請事由) 譲渡人の規模縮小及び譲受人の規模拡大のため、でございます。

この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、5 ページ目に関係位置図。それから本日お配りしました 3 条現地確認写真の 5 ページ目をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしております農地法第 3 条関係許可審議票につきましても、野口より説明いたします。

○事務局

それでは当日配付資料の 2 枚目をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それではこの件につきましては私の担当ですから説明を申し上げます。

11 月 14 日 ○○○○さんより農地の譲渡をしたいというご相談がありまして、隣近所の ○○○○さん、親父さんは ○○○○さんですけども農地を譲りたいということでした。そういうことで、これはわずかな面積ですけれども、実を言うと昔、基盤整備をしてこういう形になりましたけれども、以前はここに ○○○○さんの土地が ○○○○さんの土地に食い込んでいたということで、これがずっと何十年もそのままにしてあったらしいです。そういうことで今回、そのまま無償で貸してあったんですけど、今になって土地を全部 ○○○○さんところに譲りたいということで、有償で解決したらしいです。そういうことでその農地を有効利用で今後は規模拡大ということで、ジュニパーベリーとか書いてありますけど、○○○○さんの方がいろいろ検討しているということで問題ないかというふうに思います。

どうぞ皆さん方のご審議をお願いいたします。

以上です。

何か質問等ございましたらお願いいたします。

(1 番委員手をあげる)

1 番藤堂委員お願いします。

○1 番委員

この現地確認の写真を見るとビニールハウスが建っているみたいなんですけど、こ

のビニールハウスも含めて売却というか〇〇〇〇さんの方がこれも使われるということなんですか。それとも撤去して更地ですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局よりお答えします。

今河津会長からご説明があったとおり、こちらは基盤整備をする前の土地の形で位置図はなっております。ですのでイメージとしましては、ここの農地に歪な形で食い込んでいる一部の農地が、〇〇〇〇さんの農地という考え方にはなっております。一応金額につきましてはハウスも土地も込み全てで売買をされているようです。

以上です。

○会長

もう一つ加えますと、このハウスは以前は花を作っておりました。〇〇さんがですね。その中に〇〇さんの土地が含まれていたということです。それを全部〇〇〇〇さんが全部購入するという形です。わずかですけども。4畝7歩ですか。そしこ食い込んでいたらしいです。

○1番委員

そういうことであれば、この確認写真に写っているビニールハウスとかは元々〇〇〇〇さんのビニールハウスということですね。

○会長

そういうことです。

○1番委員

はい。

○会長

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして許可をいたします。

議案第24号 農地法第5条（知事）

続きまして、議案第24号 農地法第5条（知事）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

総会資料の6ページをお願いいたします。

【議案第24号 農地法第5条（知事）について詳細に説明】

(申請番号)07-3(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積364㎡。合計、田1筆364㎡です。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇氏。(形態)は転用です。(施設)は〇〇〇〇です。(施設面積)364㎡。(申請事由)譲渡人の一般住宅建設のためでございます。

農地区分につきましては中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。また一般基準等も満たしていると思われま。

申し訳ございません。地種の所が3になっておりますが第2種農地でございます。

ありませんということですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですのでこの件につきましては当委員会の意見を附して県知事宛に進達いたします。

以上で議案が終了しました。

これで12月の農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年12月5日

南小国町農業委員会会長

署名委員 1番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 野口駿太郎

本誌表紙共 枚